

令和6年度 事業計画

近年、発酵乳・乳酸菌飲料の市場は、消費者の健康志向に支えられ堅調に推移してきた。令和6年度においても、乳酸菌の保健機能に関する研究の進展や新たな保健機能を有する製品の登場等による一層の拡大が期待される。

協会としては、発酵乳・乳酸菌飲料業界のさらなる発展に寄与するため、令和6年度は、①食品安全の推進 ②経営及び流通の合理化 ③乳酸菌に関する知識の普及・消費の増進を重点課題として以下の事業を進める。

1. 衛生及び品質の向上に関する事業

(1) 食品衛生規制・環境問題への対応

- ア. 本年4月より食品衛生基準行政が厚生労働省から消費者庁に移管されるため、その動向を注視し、情報収集等に努める。
- イ. 改正食品衛生法に基づく営業許可・届出制度、HACCPに沿った衛生管理、食品容器包装のポジティブリスト制度など新しい規制への的確な対応に資するための行政情報の収集と提供に努める。また、容器包装の規格基準の改正について検討が進められており、情報収集と業界意見の反映に努める。
- ウ. カーボンニュートラルやプラスチック資源循環に関する施策など環境問題に関する行政情報の収集と提供に努める。

(2) 食品表示規制への対応

- ア. 本年4月より適用される表示ガイドラインについて、行政庁の監視情報の収集・分析に努める。
(本年4月より適用となる表示ガイドライン)
 - － 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン

- イ. 新しく適用される表示基準やガイドラインについて、内容の周知に努めるとともに注意喚起のためのメール等を発出する。また、国際食品規格（コーデックス規格）との整合性を踏まえた食品表示制度の見直しの検討が進められており、情報収集と業界意見の反映に努める。
- ウ. 表示担当者を対象として、食品表示制度の見直しの動向や不当表示に関する行政セミナーを、消費者庁担当官を招聘し、オンラインによるウェブセミナー形式で開催する。

(3) HACCPに沿った衛生管理の普及・定着

eラーニング講習等を通じ、現行の「HACCP衛生管理の手引書(発酵乳・乳酸菌飲料)」の普及・定着に努める。

(4) 人材育成

ア. eラーニングシステムの運用

HACCP導入の基礎知識、HACCP手引書の解説、製造現場における衛生管理の基本的事項、製造機器・装置の保守管理、各種微生物検査法等の食品衛生管理に関する幅広い内容を網羅的に学習できるeラーニングシステムを運用し、会員企業における製造現場担当者の教育・研修等に資する。

イ. 生産技術・衛生講習会の実施

製造現場における衛生・品質管理に関する技術の習得を目的とした新たなコンテンツを制作してeラーニングシステムに収載し、eラーニング講習を実施する。

ウ. 微生物検査研修会の実施

品質管理・検査担当者を対象として、乳酸菌・ビフィズス菌等の検査に関する2日間研修会を(公財)日本乳業技術協会及び(一財)日本食品検査の協力を得て、東京及び神戸で開催する。

2. 製造技術・製造施設の改善並びに経営・流通の合理化に関する事業

(1) 関連情報の収集・提供

- ア. 会員企業の経営理念、事業展開、今後の戦略等を紹介する。
- イ. 賛助会員である食品機械・素材メーカーにおける、最新の発酵乳・乳酸菌飲料の製造関連技術情報等を紹介する。
- ウ. 流通大手における発酵乳・乳酸菌飲料の売れ筋、今後の販売戦略等を紹介する。

(2) 物流の2024年問題への対応

物流の2024年問題に関する行政施策や関連情報の収集と提供に努め、物流の適正化・生産性向上に向けた会員企業の対応に資する。

3. 知識の普及・消費の増進に関する事業

(1) 既存ツールを活用した学術情報・健康情報の発信

協会ホームページ、YouTube協会チャンネル等の各種媒体を通して、「乳酸菌ニュース」、「はつらつファミリー」、「乳酸菌を科学する」、「ヨーグルト・乳酸菌飲料 知っ得アイランドを探検!」、「ヨーグルト・乳酸菌飲料 おいしく健康」(リーフレット、アニメーション動画)等を活用して、乳酸菌・ビフィズス菌に関する学術情報及び発酵乳・乳酸菌飲料に関する健康情報を発信する。

(2) 末端消費者向け広報ツールの拡充

発酵乳・乳酸菌飲料の特長や乳酸菌・ビフィズス菌が健康にはたす役割等に関する正確な情報をよりダイレクトに消費者に伝え、発酵乳・乳酸菌飲料の一層の普及を図るため、消費者向け広報リーフレットの続編を制作するなど末端消費者向けの広報ツールの拡充を行う。

4. 情報・資料の収集及び提供に関する事業

(1) 国際食品規格(コーデックス規格)に関する情報

食品添加物基準の改正が進められ、プロバイオティクスガイドラインを新規活動項目とするかどうか討議されている。政府主催の対策会議への参加、また国際酪農連盟日本国内委員会(JIDF)を通じた、関係情報の収集に努める。

(2) 海外情報

「IDF World Dairy Summit」等に参加して酪農・乳業に関する最新の国際情報を収集するとともに、海外における発酵乳・乳酸菌飲料市場の実態を調査する。

(3) 統計情報

農林水産省統計、(一社)食品需給研究センター統計、総務省家計調査等による発酵乳・乳酸菌飲料の生産量、都市別1世帯当たりの支出金額等を紹介する。

5. その他・本会の目的達成に必要な事業

(1) 相談事業の実施

発酵乳・乳酸菌飲料の特性・品質に関する会員、消費者等からの相談、問い合わせ等に、引き続き積極的に対応する。また、消費者団体等からの要請に応じて講習会等への講師派遣に対応する。

(2) 環境問題への対応

- ア. 「環境問題に関する勉強会」等を活用し、外部専門家や行政機関からの情報提供や当業界における課題の把握に努める。
- イ. 紙製容器包装リサイクル推進協議会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、飲料用紙容器リサイクル協議会等の3R関係団体との連携を強化し、関連情報の収集等を行う。

(3) 訪問販売規制に関する情報の収集

訪問販売に対する消費者の要請に適切に対応するため、経済産業省及び関係団体との連携を強化し、関連情報の収集等を行う。

(4) 新会員の勧誘

非会員に対して、各種講習等への参加の機会をとらえて、協会への加入を呼びかける。

以 上